

高松港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき高松港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、法第50条の2第1項に定める官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（高松港港湾脱炭素化推進計画）の作成及び実施に関し、港湾関係者等の意見及び脱炭素化の取組を反映させるために必要な協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 港湾脱炭素化推進計画の進捗状況の確認、達成状況の評価に関する事項
- (3) その他脱炭素化の達成に必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、法第50条の3第2項各号に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会の会長は互選にて決定する。
- 3 構成員の追加等は、事務局が決定することができるものとする。
- 4 構成員の内、学識経験者の任期は3年とし、再任することを妨げない。ただし、学識経験者が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第5条 会長は協議会を代表し、会議を主宰する。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、事務局が必要に応じ召集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。なお、自ら会議に出席できない事項があるときは、代理者を出席させ、構成員としての権限を代行させることができる。また、協議に応じられないときは、あらかじめその旨を事務局に報告するものとする。

- 4 協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 事務局が必要と認めたときは、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。
- 6 事務局が必要と認めた場合は、協議事項及び出席者を限定したワーキンググループを設置することができる。

(書面による会議)

第7条 協議会は、第6条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(秘密保持)

第8条 構成員等及び第6条第3項の規定に基づき出席する者は、協議会において知り得た情報(前条の規定により公開された議事次第、配付資料及び、議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、香川県土木部港湾課及び坂出市からなる共同事務局とし、協議会の運営に関する事務を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会に諮って定める。

- 2 県内重要港湾である坂出港との連携については、別途定める「高松港・坂出港港湾脱炭素化推進協議会 運営方針」によるものとする。

附則

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。